

広島高速道路公社建設工事低入札価格調査制度事務取扱要綱の改正について

1 改正する要綱

広島高速道路公社建設工事低入札価格調査制度事務取扱要綱

2 改正の内容

第10条（低価格入札者と契約する場合の措置）第3項及び第4項について、広島高速道路公社建設工事請負契約約款の改正に伴い、次のとおり改正する。

改 正	現 行
第1条～第9条 （現行に同じ。） （低価格入札者と契約する場合の措置） 第10条 低価格入札者を落札者として契約を締結するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。 （1） 契約保証の額は、契約金額の10分の3以上とすること。 （2） 建設業法で定められた専任の監理技術者又は主任技術者を配置する工事においては、監理技術者又は主任技術者とは別に入札公告又は設計図書において、監理技術者又は主任技術者の要件として定めた資格と同一の資格（経験を除く）を有する技術者を専任で1名現場に追加配置すること。ただし、共同企業体は代表構成員から追加配置すること。 （3） <u>契約不適合責任の存続期間については、工事目的物の引渡しを受けた日から4年以内（設備機器本体等の場合には2年以内）に延長されること。</u> （4） 広島高速道路公社建設工事請負契約約款第43条又は第44条の規定による解除が行われた場合の、請負者が支払うべき違約金の額は契約金額の10分の3に相当する額とすること。	第1条～第9条 （省略） （低価格入札者と契約する場合の措置） 第10条 低価格入札者を落札者として契約を締結するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。 （1） 契約保証の額は、契約金額の10分の3以上とすること。 （2） 建設業法で定められた専任の監理技術者又は主任技術者を配置する工事においては、監理技術者又は主任技術者とは別に入札公告又は設計図書において、監理技術者又は主任技術者の要件として定めた資格と同一の資格（経験を除く）を有する技術者を専任で1名現場に追加配置すること。ただし、共同企業体は代表構成員から追加配置すること。 （3） <u>瑕疵担保責任の存続期間について、工事目的物の引渡しを受けた日から2年以内（コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合には4年以内）に延長されること。</u> （4） 広島高速道路公社建設工事請負契約約款第44条第1項の規定による解除が行われた場合の、請負者が支払うべき違約金の額は契約金額の10分の3に相当する額とすること。

3 適用

この通達は、令和5年1月13日から施行する。

なお、令和5年2月1日以降の公告、指名通知及び見積依頼を行う案件から適用する。